廃棄物本格撤去計画書(案)に係る住民説明会

日 時:平成18年9月13日(水)

午後6時~8時30分

場 所:田子町中央公民館

司 会: お待たせいたしました。

お約束の時間がまいりましたので、それでは「廃棄物本格撤去計画書案」についての説明会を開催させていただきたいと思います。

なお、県では、ただいまサマーウェアを実施しておりまして、本日、私ども事務局職員 の服装も軽装とさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

今日の時間の関係ですが、一応、説明会の方は6時から8時までということで2時間程度予定しております。

それでは、まず始めに、高坂環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

高坂部長: 本日、皆様には、お忙しい中、また本来ならば夕食時の家族団欒の貴重な時間でございますが、割いていただきまして、お集まりいただき厚く御礼申し上げます。

また、松橋町長さんはじめ、町の職員の方々にも説明会開催のためご協力をいただきまして、この場を借りて感謝を申し上げます。

さて、県境不法投棄事案における原状回復対策につきましては、馬淵川水系の環境保全 を目的に、現場周辺の汚染拡散防止を最優先としてきたところでございます。

これまでの一次撤去におきましては、現在、廃棄物量が7万1千トンを超え、また、汚染拡散防止対策工事につきましては、鉛直遮水壁の一部が完成するなど、原状回復に向けた作業は皆様方の温かいご理解、ご協力により日々着々と進められております。

来年度から開始いたします本格撤去でございますが、これは、一次撤去と比較して、まず一日当たりの撤去量が倍増すること。また、地中に埋った廃棄物を掘削して撤去することなど、これまでとは異なる要因がございます。

したがいまして、特別措置法の期限でございます平成 24 年度までに、確実に撤去を完了させるためには、様々な性状、あるいは形状の廃棄物を迅速かつ適正に運搬処理することができるようにすることといたしまして、廃棄物処理法に基づく適正な運搬方法、及び処理方法、これらを最大限活用しながら、最も合理的な方法により撤去を行うことができるよう、一次撤去計画の次のステップとしての本格撤去計画、これを策定することといたしました。

本日は、この本格撤去計画案についてご説明することとしておりますが、県としましては、これまでの一次撤去で得られました知見、これをもとにより安全かつ計画的に廃棄物の撤去を進めたいと考えております。

皆様方には、忌憚のないご意見、ご提言を賜りたいと存じますので、本日はどうぞよろ しくお願い申し上げます。 司 会: それでは、田子町の松橋町長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたしま す。

松橋町長: おばんでございます。

今日は、県境の方々、高坂環境生活部長さんはじめ、多くの県の方々が見えて、本当に ありがとうございました。何か意気込みが感じられるような気がいたします。

先ほど、部長さんの説明にありましたように、一次撤去は 16 年からはじまって、ほぼ順調に進んでいるということでございます。しかし、問題は、これからであります。19 年度からの撤去が本格的撤去として開始するわけでありまして、倍増するということであります。それに対して、私達は本当に配ってくれるのかというようなことを懸念するわけであります。より安全に計画的に、そして廃棄物を撤去してもらわなければなりません。我々町民は、協力する所は協力をして、そして言うべきことは言うということでありまして、今後の計画を説明なさると思いますが、それを納得するまで意見を出していただいて、そして納得したなら本当に協力して、最後の平成 24 年までに撤去してもらうというような協力体制でいかなければならないと思います。

今日は、2時間の時間であるようですので、皆さんの真剣な意見、よろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。今日はご苦労様でございました。

司 会: 松橋町長さん、どうもありがとうございました。

今日は、来年から開始されます廃棄物の本格撤去に係る説明会でございますが、平成 16 年 12 月に一次撤去を始めておりますが、それ以来の住民説明会となります。ここで改めて、今日出席している県の職員をご紹介したいと思います。

最初に、先ほどご挨拶申し上げましたが、環境生活部長の高坂でございます。

県境再生対策室長の鎌田でございます。

つづきまして、担当順に紹介いたします。

汚染拡散防止対策担当の松岡総括副参事です。

環境再生計画担当の越前副参事です。

周辺生活安全対策推進担当の山内副参事です。

排出事業者の調査・解明、責任追及担当の神副参事です。

次に、皆様もうご承知の方も多いと思いますが、田子町現地事務所長の藤林総括副参事です。

最後になりますが、本日司会を務めております、私、報道監の山田と申します。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております次第にしたがいまして、報告及び説明をさせていただきます。説明資料の(1)から(4)までございますが、皆様、資料の方、よろしいでしょうか。

時間の方ですが、繰り返しになりますが、今日は2時間程度予定しております。県からの報告等で1時間弱、質疑応答で1時間ちょっとと考えておりますので、ご協力の方よろしくお願いしたいと思います。

それから、質問でございますが、これにつきましては、それぞれ報告事項、撤去計画と

関係がございますが、撤去計画の説明が終わった後、一括して質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは最初に、工事の進捗状況について、担当から説明いたします。

事 務 局: 汚染拡散防止対策担当の工事をしております八木澤といいます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料にもあると思いますが、大きな写真が2枚ついております。これが、去年の4月の現場の写真です。いわゆるラグーン部の方ですが、最中工事中でした。浸出水処理施設、それから浸出水貯留池も工事中で、ここに仮設浄化プラントがありましたが、ここで濁度とpH調整して、浸出水を放流しておりました。

上の方では、まだこの中央池という所に水が溜まっておりまして、最中、このAエリアといいますか、現場の北側の方で廃棄物の掘削を行っておりました。

それが一年経ちまして、これは今年の5月12日の写真ですが、まず下の方からいきますと、防災調整池、水処理施設、浸出水貯留池というふうにできておりまして、それぞれ稼動しております。仮設プラントは、既に撤去されておりまして、それにこの斜面に沿って雨水排水路、浸出水の導水路等々完成して稼動しております。

上の方では、先ほどいいましたが、この貯留池の水がもう無くなっておりまして、ここに昨年から始まった鉛直遮水壁の施工のために、どうしても掘削せざるを得なかった廃棄物を仮置きしております。廃棄物掘削の方は、ここのAエリアの方を継続してやっておりまして、実は、今現在、7月にだいぶAエリアの掘削が終わりまして、7月の中旬からこの鉛直遮水壁によって仮置きされた廃棄物を掘削して、この選別ヤードで選別しながら、場外に搬出しております。

現在の鉛直遮水壁の工事ですが、全体で 982mありますが、先週金曜日で進捗率で 98% という状況になっておりますので、今週トラブルがなければ、この全延長、鉛直遮水壁そのものにつきましては完成するという現場の状況になっております。

これが、現場の平面図でございます。繰り返しになりますが、ラグーン部の方の平面図、水処理施設、防災調整池、浸出水貯留池、斜面の雨水排水路、鉛直遮水壁のラインが1工区、2工区、3工区、4工区、5工区となっております。中央池の仮置きされた掘削物は、この辺の廃棄物を掘削しておりまして、このルートで選別ヤードの方に運びまして、選別ヤードから天蓋車に積み込まれて、このルートでまた帰りまして、ここの洗車場で天蓋車を洗浄してから、場外の方に出ていくという段取りになっております。

これが、投棄現場の北側の方から撮った写真で、Aエリアの状況です。8月の時点ですが、まだ若干ありましたが、今はこの辺の廃棄物も無くなっております。

これが、現場、和平農場の方から撮った、ずっと繋ぎの写真なんですが。最中、鉛直遮水壁の工事をしていた時の写真でございます。

この辺のアップにした写真がこれで、こういう非常に急な勾配ですので、段段を作って、 こういう重機で施工しておりました。

これが、全体の工事の工程表でございます。縦に緊急的な工事、長期的な対策工事、廃棄物の掘削撤去ということと、さらに横軸には、平成 15 年度、16、17、18、19 と、今年 18 年なので赤で表示していますが、緊急的な工事につきましては、電力線を引いたり、工

事用道路を整備したり、仮設浄化プラントを設置して運転しておりました。これは昨年の 夏、撤去しておりますが、全て終わっているということでございます。

長期的な対策につきましては、先程来言っています、浸出水の導水路関係、それから、浸出水の水処理施設の工事、浸出水の貯留池だとか、防災調整池の工事、遮水壁の工事だというふうに、平成 16 年、平成 17 年度にやってきています。今年度は、この欄でござまいすが、浸出水処理施設が運転しているということの赤でございます。さらに、鉛直遮水壁の工事が、工期としては、来年の7月までですが、遮水壁本体は、今月中にはできるという状況で、あとはいろんな付属工事をこれから継続して、来年の7月までには、この契約工事を全て終えるという計画になっております。

廃棄物の掘削撤去につきましては、平成 16 年度に洗車設備等々、それから、一次掘削の 選別ヤードなどを作りまして、16 年度の後半から廃棄物の撤去、17 年度も廃棄物の掘削撤 去というふうに、17 年、18 年と継続しております。

これが今年の廃棄物の掘削、撤去工事の関係です。

この点々がございますが、これは、来年度から始まる本格撤去の選別ヤードの建設ということで、今年の 10 月末頃から現場で工事に掛かるのかなという状況になっております。 あとは、ずっと平成 24 年度まで水処理施設の運転、維持管理、それから、掘削処理工事が続いていくということを表している工程表でございます。

工事の進捗状況については、以上でございます。

- 司 会: どうも。それでは、つづきまして一次撤去の進捗状況、これについてご報告したいと思います。資料2になります。
- 事 務 局: 県境再生対策室、福士と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていた だきます。

それでは、私からは、資料 2 に基づきまして、これまでの一次撤去の進捗状況につきま してご報告いたします。

一次撤去につきましては、平成 16 年 11 月の 4 日間の試行を経て、同年 12 月 6 日から、 青森 R E R へ搬出を開始しております。

平成 16 年度の実績でございますが、作業日数は 67 日で、固形及び液状廃棄物を合計しますと、運搬車両台数が 1,096 台、撤去量が 11,387.88 トンとなっております。

次の欄、平成 17 年度の実績でございますが、処理施設としては、青森RERに加え、平成 17 年4月の2日間の試行を経て、5月 16 日から八戸セメントへの搬出も開始しております。作業日数は 224 日で、固形及び液状廃棄物を合計しますと、運搬車両台数が 3,674 台、撤去量が 39,892.31 トンとなっております。

なお、平成 16 年度、17 年度の撤去実績には、県内では処理できずに、秋田県の処理施設において処理した廃食品、合計 342 トンを含んでおります。

平成 18 年度、今年度につきましては、昨日、9月 12 日現在の実績でございますが、作業日数 107日、運搬車両台数 1,843台、撤去量 20,601.89 トンとなっております。

一番右の欄ですが、これまでの一次撤去量の累計が 71,882.08 トンとなっております。 なお、エリアのゴムシート上の廃棄物の撤去が、予定より早めに終了したことから、今 年7月からは中央池のシート上に仮置きしている廃棄物の撤去を開始しているところです。 今年度も半ばに差しかかってまいりましたが、今後とも、安全を第一に日々慎重に撤去を 進め、一次撤去予定量を撤去できるよう努めてまいりますので、地域の皆様には、今後と も引き続きご理解、ご協力いただきますようにお願い申し上げます。以上です。

司 会: それでは、つづきまして、環境モニタリング調査結果について、資料 3 についてご報告 いたします。

事 務 局: 県境再生対策室の前田と申します。よろしくお願いします。

私からは、環境モニタリング調査結果についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

スクリーンも使いますけども、小さい字で見難いと思いますので、細かい所については、 お手元の資料3をご覧ください。

まずは、図1の現場内の水質モニタリング調査地点をご覧ください。この図の真ん中、 上下に井戸が並んでいるこの部分が、岩手県との県境になります。この県境の右側が岩手 県、左側が青森県というふうになっています。

左上のア・9のグラフをご覧ください。このグラフを使ってグラフの見方をご説明しますが、まず、ジクロロメタン、ベンゼン、鉛というふうな、現場内で比較的高濃度で検出される3項目と、ダイオキシン類、これら4項目について調査結果の推移をグラフに表わしています。

鉛の部分ですが、左端の紫色の棒グラフ、これが昨年の5月の調査結果になります。それから、右にいくに従って最近の調査結果になりまして、右端の赤紫の棒グラフ、これが今年の5月の調査結果になります。

次にグラフの縦軸の見方ですが、この1という所が環境基準になります。ですので、この環境基準に対して、どのくらいの濃度で物質が検出されているかということが分かるグラフとなっています。

鉛ですと、環境基準、このラインに対して2割から3割くらいの濃度で検出されています。ジクロロメタン、ベンゼンは検出されていません。ダイオキシンについては、これは計算方法が特殊ですので、ゼロということにはならないんですが、殆ど検出されていないというふうなことが分かります。

次に、ア - 25 のグラフをご覧ください。ここでは、ジクロロメタンが環境基準 1 に対して 3 割程度の濃度で出ています。ベンゼンは検出されていません。

つづいて、県境の真ん中付近にあるア - 27 につきましては、ジクロロメタンが環境基準の2割程度、ベンゼンについては、環境基準は超えておりませんけども、右肩上がりの傾向が見てとれます。

つづいて、真ん中の下の方にあるア - 3のグラフをご覧ください。この地点は、現場内で最も汚染されている地点で、ジクロロメタンやベンゼンが排水基準との比較でも、数倍程度の濃度で検出されています。排水基準というのは、環境基準の 10 倍の濃度になっておりますので、環境基準と比較すると数十倍程度の濃度で、この地点だけは検出されているということになります。

ただし、ジクロロメタンにつきましては、右肩下がりの傾向にありまして、今年5月の 調査では、環境基準と同じくらいの濃度となっています。鉛やダイオキシン類については、 環境基準と同じくらいの濃度で検出されています。

最後にア・10 についてご説明します。ここでは、鉛につきまして、昨年 12 月の調査で 1 度だけこの 1 のライン、環境基準を超過しましたけども、その他の月では低い濃度となっております。ダイオキシン類やベンゼン、ジクロロメタンにつきましては、全く検出されていないか、殆ど検出されていないという状況になっています。

以上のように、現場内の一部の地点では、依然としてベンゼンなどが比較的高い濃度で 検出されているという状況になっています。

つづいて、図2をご覧ください。

この点線の部分が不法投棄現場になります。ここでは、ア - 14、ここは旧水道水源のある地点となります。あとは、浸出水処理施設の放流水が流入していくア - 17 という地点、あとは、現場の南側にある牧草地からの湧水ア - 13、そして岩手県側からの影響が考えられるア - 21、これらの地点について抜粋してグラフを載せております。

ご覧になると分かるように、ジクロロメタンやベンゼン、鉛などついては、一切検出されておりません。ダイオキシン類につきましても、先ほど申し上げましたように、ゼロにはなりませんが、殆ど検出されていない環境基準の1割以下と、そのくらいの濃度になっております。

このように、周辺に汚染は見られておらず、現場の汚染は周辺には拡散していないということが言えるかと思います。

なお、水質モニタリングのほかにも定期的に大気や騒音、振動について調査を実施して おりますが、そちらの方に関しましても、全く問題のない調査結果となっております。

以上で、環境モニタリング調査結果に関する報告説明を終わります。

司 会: お疲れさまでした。

それでは、これから本日のテーマであります、廃棄物本格撤去計画書案についてご説明 いたしますので、よろしくお願いいたします。

鎌田室長: 県境再生対策室鎌田でございます。

どうもおばんでございます。しばらくでございました。

これから、私の方からは、資料4の廃棄物本格撤去計画書(案)についての概要についてご説明申し上げます。私の概要の後に、各担当から詳細な説明をさせたいと思います。

まず、青森・岩手の県境のゴミについては、平成 11 年 11 月に事件が発覚して以来、その時々で1番最高といったらいいんでしょうか、そういうような技術を持って、いろんな方法で調査をしてまいりました。その結果として、いろんなことをここの住民説明会の場でご報告させていただき、その都度、いろんなご意見を伺ってまいりした。

その結果として、まずは汚染拡散防止対策をしてから、原状回復の事業をやっていこうということで、まず、先程来工事の方で説明がありましたが、浸出水の処理施設をつくり、それから今現在、遮水壁を作っていると。それとともに、一次撤去としてそこから撤去しても、汚染が拡散しないエリアの部分、先ほどAエリアという言葉がありましたが、そこ

の廃棄物の撤去を平成 16 年の 12 月から開始して、現在に至っております。

その間に、平成 15 年の6月に皆さんの協力もいただきながら、原状回復事業に国が財政的に支援するという、いわゆる特別措置法の公布がございました。その法律に基づいて、県がどういう具合にこの事業をやっていくのかという実施計画について、平成 16 年の1月に環境大臣から同意をもらっております。その同意をもらっている実施計画に基づいて、現在、一次撤去を進めてきているところです。

平成 18 年度でその汚染拡散防止対策事業というのは、ほぼ完了しますので、来年度からは、廃棄物を今度、汚染拡散の心配が無くなりましたので、掘り下げるというんですが、いわゆる掘削してゴミを出すことができるということで、一日当たりの搬出量、撤去量が今の約2倍になります。いわゆる、それが本格撤去ということになります。

そこで、県としては、これまでの一次撤去の経験というものを生かしながら、安全かつ 計画的、合理的に廃棄物をどういう具合に撤去していったら良いのかということで、その 計画を策定することとしたわけでございます。

この計画は、大きく分けて5つの項目からなっております。

1つは、本格撤去計画の前提条件というものを決めております。

2 つ目は概要です。その概要というものの中に、撤去方法や処理方法、廃棄物の区分、 そして区分の管理方法、それから撤去の年次計画というものをまとめております。

3つ目としては、本格撤去の工程、いわゆる掘削して、選別して、運搬・処理という、 その工程をどのようにしてやっていくのかということをまとめている。

4つ目は、あそこで作業をされている方の作業環境を守らなければならないものですから、作業環境管理について。

そして、最後に周辺環境のモニタリングの仕方についてという、この5つの項目について、この撤去計画でまとめております。

前の撤去計画、あるいは実施計画と変わったところが、大きい所で2つあります。その1つは、掘削方法。いわゆる、今までは各ブロック、6つのブロックに分けて、そのエリア、そのブロックブロックを全部片付けてから次のブロックに行くという方法で計画しておりましたが、この方法であると、いろんな調査の結果、ガスが出てきて、作業上好ましくないということが分かりました。

そこで、掘削の方法としては、ブロックごとに掘削するのではなくて、高い所から、スライス状に切っていくと。平場を作っていって、風通しを良くしていきながら撤去をしていくということが1つです。

もう1つは、処理方法です。実は、今の実施計画については、焼却、焼成、溶融、この3つの加熱処理のいずれかで行うという具合にしてまいりましたが、今まで一次撤去を1年半、あるいは2年近くやってまいりました。その結果を踏まえると、どうしても平成24年度までに確実に撤去を完了させるということになれば、この3つの方法だけでは無理があると。

しからば、現実的な方法として何があるかというと、廃棄物処理法に基づく適正な処理 方法がございます。いろんな廃棄物が見つかっておりますので、その廃棄物の性状とか形 状に合わせた形での最も合理的な方法で処理するという具合に処理方法を変えていこう じゃないかということを検討しております。 以上のことについては、これは、あくまでもいろんな面で国の支援を受けておりますので、環境省と相談しながら変更計画を作っていかなければならないと考えております。

次に処理施設について、最近の状況をご報告したいと思います。

現在のところ、処理については、青森市と八戸市の2か所で一次撤去としてのシートの上にある廃棄物を特管として一日約200トンずつ処理してきています。先程来申し上げているように、来年度から掘削しての撤去が可能になりますので、そうなると、特管だけでなくて、普通産廃も出てくると。普通産廃が出てくるということになると、67万㎡のうち、33万が特管である。34万が普通産廃であるということを前から申し上げておりますが、約半分の普通産廃が出てくることになると。

それじゃ、この普通産廃を処理するためにということになるんですが、現在、八戸市を中心とした県南地方に、この普通産廃を処理している事業所、いわゆる加熱処理、中間処理をしている事業所が約 20 か所あります。これらの事業所で、こういう県境にあるゴミ、普通産廃を処理してもらえないかどうかということで、今月の末の 25 日に協会の方のご協力、産業廃棄物協会の協力を得ながら、説明会を行って、いろんな協力をお願いしていきたいということを予定しております。

したがいまして、特管については、今まで通りの処理の継続をしながら、普通産廃については、説明会を開いた後、ご協力をしていただける所にいろんな手続きをしながら、処理を委託していくという具合に進めていきたいと考えております。

以上、私からこういう具合に概要を申し上げましたが、次から本格撤去のこの資料4に 基づいて説明させますので、よろしくお願いいたします。

事 務 局: 県境再生対策室の稲宮と申します。これから、お手元の資料4とスライドで、本格撤去 計画(案)の内容を説明させていただきます。失礼して座って説明をさせていただきます。 まず、この計画の構成ですが、先ほど室長から申し上げたように、5つの章で構成され ております。

> 第1章につきましては、計画の位置付け、目的などを説明している部分でございますが、 これは、室長からただ今説明をさせていただきましたので、第2章以降について、順次担 当者より説明をさせていただきます。

> まず、計画書の3ページになりますが、計画の位置付けとイメージ図になります。県では、これまでも汚染拡散防止対策、それから廃棄物の撤去、モニタリング、この3つを大きな柱として事業を進めてまいりました。本格撤去にあたりましても、引き続き水処理などの汚染拡散防止対策をきちんと行うとともに、その効果を周辺環境モニタリングできちんと確認をしながら、周辺環境に影響のないように撤去を進めてまいります。

次です。これが、計画の4ページ、本格撤去計画の基本的な考え方になります。

まず撤去期間ですが、平成 19 年度から平成 24 年度までという形になります。撤去するゴミの範囲でございますが、まず、工事に伴って掘削をいたしまして、今現在、旧中央池に仮置きしている廃棄物がございます。そのほか、先ほどから申し上げておりますとおり、現場の地中に埋設されている廃棄物、これを本格的に撤去していくということになります。

次に撤去対象量でございます。本計画では、単位体積重量を 1 m³当たり 1 トンとして計画しております。したがいまして、現在、一次撤去が順調に進んでおりますので、本格撤

去対象量は全体の 67 万 1 千トンから、一次撤去予定量の 9 万 6 千トンを差し引きました残りの 57 万 5 千トンということになります。

なお、この単位体積重量につきましては、処理の進捗状況に応じまして、国との協議を 踏まえて見直すものといたしております。

次に撤去方法でございます。 1 から 5 までございますが、これが基本的な考え方になります。

まず、廃棄物は性状に応じまして適正に処理するために、これまでの様々な調査結果に基づきまして、千㎡単位のブロックごとに、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分をします。廃棄物は、標高の高いエリアから、スライス式に掘削してまいります。

3番といたしまして、掘削した廃棄物につきましては、必要に応じまして受け入れ先の施設の受け入れ基準に合致させるための選別処理を行った上で、受け入れ先に搬出してまいります。

4番といたしまして、廃棄物と互層になっている土壌につきましては、掘削時にできる限り分離した後、確認分析をきちんと行ない、土壌環境基準を満たすものは場内で再利用いたします。

5番といたしまして、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など、最終的に土壌に還元されるものにつきましては、今後、県の協議会等におきまして十分に説明し、その有効な再利用の方途について検討していただき、コンセンサスが得られる場合には、場内で再利用いたします。

ここの部分で、先ほども室長から申し上げましたが、これまでと大きく考え方が変わっているのが2番目の廃棄物の掘削を標高の高いエリアからスライス式に掘削していくという部分でございます。

これが一次撤去計画開始の時に作った年度別工事計画になります。ご覧いただきますように、字が小さいかと思いますが、本格撤去期間がこちらになりますが、E、D、C、F、Bの順で、エリアごとに掘り下げて、撤去をしていくことで考えておりました。

つまり、いろんな、様々なAですとか、ブロックを切っておりまして、そのブロックごとに掘削としておりましたが、これを標高ごとに徐々に水平にスライスしながら掘削していくと。そういう方法に変えております。

これは、現場を掘削する際に、地中の硫化水素などのガスの発生が懸念されることから、 その対策といたしまして、地下水を順々に下げながら、作業空間をガスが滞留しない、フ ラットな状態にして掘り下げていけるよう、掘削方式を変更したものでございます。

次に処理方法でございます。

特措法の期限であります、平成 24 年度までに県として確実に撤去を完了させるためには、 どのような性状の物が出てきた場合にも、迅速かつ適正に処理できるよう、柔軟に対応し ていかなければならないと考えております。

そのため、室長の方から申し上げましたが、処理方法を拡大することとしたものです。

県では、現在、実施計画にあります加熱処理を基本としながら、廃棄物処理法に基づく 適正な処理方法を最大限活用して処理を進めることとしたものでございます。

現在の実施計画の処理方法は、焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理を行うこととしておりますが、廃棄物処理法に基づく適正処理方法といたしましては、この四角の所に書

いてありますが、加熱処理のほかに、脱水、中和、破砕、コンクリート固型化等の中間処理や、埋立処分などがございますので、過熱処理を基本としながら、その性状及び形状から加熱処理に適さないものにつきましては、それ以外の適正処理方法のうち、最も合理的な方法により処理してまいりたいと考えております。

次にこれが計画書の5ページ、廃棄物の区分でございます。廃棄物につきましては、先に申し上げたとおり、廃棄物処理法の基準に基づきまして、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分いたします。特管物につきましては、管理上、さらに重金属やダイオキシン類が基準を超過している特管1と、VOCのみが基準を超過している特管2に区分をいたします。

この区分につきましては、基本的に県がこれまで現場で行なってきた様々な調査がございますので、その結果に基づいて区分をいたします。

この本格的撤去対象量の半分以上が普通産廃に該当するものでございます。この普通産 廃の一部につきましては、県内の普通産業廃棄物の処理施設も活用しながら処理してまい りたいと考えております。

県内処理施設の状況から、普通産廃のみの処理施設で処理する量は、そう多くはないものと考えられますが、廃棄物の適正処理の観点から、そのような施設で処理するブロックにつきましては、掘削前に地山におけるサンプリング調査を実施いたしまして、普通産廃であることを確認した上で搬出することとしております。

これが、よくご質問をいただきます、廃棄物処理法上の区分と、特別措置法上の廃棄物 の区分の関係を表した図でございます。

まず、右側の方が廃棄物処理法上の区分となります。廃棄物処理法上では、廃棄物は特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分され、それぞれの区分に合った処理方法や、処理施設について必要な許可などが法律で定められております。

したがいまして、この現場の廃棄物につきましても、廃棄物処理法の区分に応じまして、必要な許可を有する施設で、適正に処理しておりますし、これからもすることとなります。これまでの調査から、現場の廃棄物の区分につきましては、赤色で示しております、ここの部分になりますが、特別管理産業廃棄物が 32 万 6 千トン、色の薄い方になっていますが、こちらが普通産廃になりますが、普通産業廃棄物が 34 万 5 千トンあることが分かっております。

一方、この左側にあるのが、特別措置法上の廃棄物の区分になります。現場の廃棄物の 撤去につきましては、特別措置法に基づきまして、国から財政支援を受けて事業を進めて いるところでございます。

この特措法により適用される支援の補助率を決めるための区分が、有害産廃とその他の産廃ということになります。この特措法では、廃棄物処理法上の特管産廃に加えまして、普通産廃の一部、微量の感染性のない医療系廃棄物を含む部分についても、補助率の高い有害産廃という区分に含めていただいております。この医療系廃棄物につきましては、平成 16 年 1 月に国から判断が示されておりまして、現場内の医療系廃棄物については、普通産業廃棄物の処理施設で安全かつ適正に処理できることが確認されているものであり、普通産廃として区分されるものでございます。

このように、特別措置法上の区分は、国からの財政支援を受ける際の区分でございまし

て、実際の処理に当たりましては、通常の廃棄物と同様に、廃棄物処理法の区分により適 正に処理していくということになります。

したがって、この2つの区分は法律が違いますので、全く目的が違うものであり、処理施設や処理方法については、廃棄物処理法による特管産廃、それから普通産廃、こういう区分に応じまして、適正に処理していくということになります。

また、廃棄物の区分量でございますが、本格撤去の対象量が、丁度ここの部分になります。この本格撤去対象量は、57万5千トン、先ほどご説明申し上げましたが、この内訳につきましては、特管産廃が26万3千トン、普通産廃が31万2千トン、合計で57万5千トンということになっております。

現在県では、青森と八戸の処理施設に搬出しておりますが、現在確保済みの処理能力、両施設を合わせて 200 トンでございます。この現在県が確保している処理能力 200 トンで処理できる量をこの青い四角の中に示しておりますが、一日 200 トン、年間の稼動日数、施設の稼動日数 315 日でございます。これに本格撤去期間の6年を掛けますと、平成24年度までの合計で37万8千トンの処理が可能でございます。この両施設は、特別管理産業廃棄物、普通産業廃棄物、両方処理できる許可を持っております。この37万8千トンということにつきましては、計算上、特管産廃の26万3千トン、この全てを処理したほかに、普通産廃11万5千トンの処理が更に可能というだけの処理能力が既に確保されております。

それでは、現状で不足している処理量、これがどれほどになりますかと申しますと、本格撤去期間の合計になりますが、57万5千トンから、37万8千トンを引くことになりますので、現在、不足している処理量は、19万7千トン程度ということになります。

これが、その現在不足している処理量 19 万 7 千 トンがここでございます。であれば、今後新たにこの 19 万 7 千 トンを処理するために確保すべき処理施設と処理能力はどれだけかと申しますのがここでございます。この 19 万 7 千 トンを 6 年間、年間 315 日稼動でございますので、19 万 7 千 トン割る 6 年割る 315 日ということで計算をしますと、一日当たりの処理能力といたしましては、あと 105 トンほど確保すればよろしいということになっております。

現在のこれからの県の取り組みでございますが。まず、既存の普通産廃の焼却施設の掘り起こしを図りたいと考えております。これにつきましては、先ほど室長の方から三八上十三地区に該当施設が約 20 施設あるということを申し上げましたが、今月の 25 日に県ではこの地区の産廃協会の会員を対象に説明会を開催する予定となっております。県では、説明会等を通じまして、説明をして、既存の普通産廃の焼却施設を掘り起こし、確保してまいりたいと考えております。

それから、当然、新規の施設、これからできる施設の確保にも努めてまいります。

こちらが廃棄物の区分管理の考え方でございます。廃棄物は、不法投棄範囲を 20mメッシュで 1,000 ㎡単位に区切ったブロック単位で管理するということにしております。この 1ブロックの大きさは、縦、横 20m、高さ 2.5m、これを1つのブロックとして管理をしてまいりたいと考えております。

これが、現場全体を 20mメッシュに区切った図でございます。上から、上空から見ますとこういうふうなブロックが 2.5mごとに何層も重なっているようなイメージで管理をしていくということでございます。

これが、撤去の基本的なフローという形になります。こちらの方が、特別管理産業廃棄物、計画書でいうと7ページにあたります。こちらが特別管理産業廃棄物のフロー、こちらが普通産廃のフローということで、一番左のフローが今現在やっている、一次撤去でやっているフローですが、まず掘削をして、石灰混合をして、大きさを施設ごとに合わせる必要がございますので、選別をいたします。選別をして、現在は 40 ミリ以下のものを八戸セメント、100 から 40 のものを青森の方の施設という形で撤去して、加熱処理をしております。

出てきた石が混ざっておりますので、そういうものにつきましては、洗浄して場内再利用をしたいと。それから、空き缶ですとか、金属などの有価物については、洗浄して資源化を図ってまいりたいと、そういうふうなラインでございます。

隣りの特管2ということで、VOCのみで汚染されているものの処理のフローでございます。VOCにつきましては、非常に揮発性が高いということがございますので、これまでの年数の経過ですとか、掘削ですとか、選別ですとか、そういうふうな過程でVOC濃度が変化して、特管の基準を下回っていることも考えられますので、このようなものについては、必要に応じまして、VOCの濃度確認の上、普通産廃になるようなものがあれば、そういうことで処理する必要があるものが出れば、普通産廃の方のラインで処理をしてまいりたいと、そういうふうな考え方でございます。

この右側が普通産廃のフローでございますが。これは、基本的に現在の一次撤去のフローと同じでございます。先ほどから申し上げておりますとおり、今後、いろいろな処理方法、これが実施計画の変更、国との協議を経まして、実施計画が変更をされた場合には、ここに加熱処理以外の処理方法がいろいろ入ってくるという形になります。

最後、一番右が土壌でございます。廃棄物の覆土になっている土壌につきましては、掘削の過程で分離可能な程度のものにつきまして、できる限り分離した後にきちんと確認分析を行いまして、土壌環境基準を満たすものについては、場内で再利用する。当然、土壌環境基準を満たさないものについては、汚染土壌として撤去して処理をいたします。

これは、これまでのボーリング調査等の結果に基づきます現場の廃棄物の埋設状況の横断図の例でございます。このうち、黄色で示しているものが、覆土のラインでございます。これが大体、重機の大きさでございまして、2mほどの厚さになる覆土がこの断面ではあるということで、人間の大人の身長を超えるような厚さで、非常に厚く覆土されているということが分かります。

実際に、これまで私共がやってきた一次撤去の経験でも、2mないし3m以上という、 大変厚い厚さで覆土されている箇所が実際に出てきております。

これが地山の土壌と廃棄物を比較した写真でございます。左側が地山の土壌、右側が廃棄物という形でございます。地元の方はよくご存じだと思いますが、これが地山の土壌で、地山は非常に粘土質で、黄色い土壌でございます。これに対しまして、これが捨てられた廃棄物、汚泥ですかと、堆肥様物ですとか、そういうものです。これが埋っている状況。上が地山の土、下が廃棄物ということで、非常に色が際立って違っております。

これまでの経験から目視で元々の現場の土壌と、後から捨てられた廃棄物、これは目視で十分区別可能であることが、これまでの経験から分かっております。覆土されている中には、先ほど申し上げたとおり、1 m、2 m、それ以上に非常に厚い覆土のある部分があ

ることが分かってきておりますので、そういうものにつきましては、できる限り分離いた しまして、きちんと検査機関に委託して、公定法による分析を行ない、汚染されていない ことを確認した上で、現場の原状回復に使用してまいります。

これが、土壌、覆土の部分の確認分析の方法でございます。

まず覆土は、掘削時に分離いたしまして、一旦、別の場所に仮置きいたします。仮置きした土壌は、基本的に 1,000 ㎡ごとに土壌環境基準を満たしているかどうか、これをきちんと確認分析を行います。データをとります。分析の結果、土壌環境基準を満たすものは、場内で地形の成形と工事に必要な土がございますので、そういうことで有効に再利用いたしまして、満たさないものについては、当然撤去して処理をいたします。

計画書8ページになりますが、撤去の年次計画です。

ここのこの部分が、平成 19 年度からの本格撤去計画期間ですが、ここについては、先ほど申し上げたように、標高の高い順からスライス的に掘削して下げていきます。これが、何年にどこの部分を掘り下げていくかということを表で示したものです。赤く示した部分をその年度に掘り下げていく。これが高さごとになっております。それを示した図でございます。

これが撤去作業計画表です。これまで申し上げてきましたとおり、本格撤去期間の、年間撤去計画量としては全体 57 万 5 千トン、毎年、毎年出しますと 9 万 6 千トンほどとなります。

実際、現場から出す日数、土日とかそういう時は休んでおりますし、冬場の時も気象条件が厳しい時は、安全のために休止しておりますが、大体、年間撤去日数が 215 日で計算しております。そうすると、大体1日あたりの撤去量というのは、450 トン、現在のほぼ倍ということになります。

これが、本格撤去対象量 57 万 5 千トンの現場からの撤去量と、それから処理施設での処理量の関係でございます。

まず、本格撤去計画期間に現場から撤去する量でございますが、先ほど申し上げたとおり、撤去日数は、現場から出していく日数は、実際は 215 日程度でございますので、450 トン掛ける 215 日掛ける 6 年、6 年間で 57 万 5 千トンを撤去完了するということになります。

次に本格撤去期間に処理施設で処理する量ですが、処理施設自体は 24 時間稼働していますので、点検による休止期間を除くと、実績から年間 315 日程度稼動して廃棄物を処理してまいります。そうしますと、一日 305 トン×315 日×6年間で 57 万 5 千トンということで、現場からの撤去量は、日撤去量 450 トン、処理施設での日処理量が 305 トンということで、全体としては、通算では、撤去量と処理量がバランスしているということでございます。

次に計画の9ページになりますが、撤去完了の確認についてご説明します。

まず、撤去完了の確認の時期でございますが、最終年度に全部ゴミを撤去し終わった後に、一気に全体を確認するのではなく、基本的に以下のとおり、廃棄物の標高が5m下がるごとに地山の出た範囲につきまして、住民の皆様立ち会いのもと、その地山が出た部分の廃棄物及び汚染土壌の撤去が完了したことの確認をいたします。

そのタイミングといたしましては、まず標高 440m以上が撤去完了した段階で、これが平成 20 年度頃と考えておりますが、1回。次に平成 22 年度頃に、標高 435m以上の部分の撤

去が完了いたしますので、1回。3回目が、平成23年度頃になりますが、標高430m以上の撤去完了時に1回。最後、平成24年、最終年度、全ての撤去完了時に1回と。合計4回のタイミングで実施することで考えております。

これが、一番最初の標高 440m以上のものを撤去した時の平面図でございます。これが第 1回目の確認のタイミングとなりますので、これを例に説明いたします。

廃棄物は、標高の高い所から段々にスライスしてまいります。ここの辺が標高が高いわけですが、これをスライスしていくと、平成 20 年頃に撤去が完了して、この緑の部分、両端でございますが、ここの部分に地山が出てくると考えております。ここの部分、この部分とこの部分について、まず第1回目に確認をしてまいるということでございます。

確認方法でございますが、廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認方法は次のとおりにしたいと考えております。

まず、廃棄物ですが、先ほど申し上げたとおり、地山の土と廃棄物とは全く色が違いますので、まず目視確認して、地山が出ているか確認すると。次に、その下にゴミがないことにつきまして、住民の皆さん立ち会いのもとに、重機により掘りまして、掘削して確認をしていただくということで考えております。

汚染土壌については、汚染されているかどうかにつきましては、目視では分かりませんので、地山確認の際に、土壌の部分からサンプルを採取いたしまして、きちんと確認、検査機関で確認分析をしてまいりたいと思います。

2章最後でございますが、環境再生計画でございます。本事業では、先人から受け継ぎました恵み豊かな大地と良好な自然環境を次の世代に引き継ぐことができるよう、不法投棄廃棄物の撤去完了後における環境再生を目指します。

環境再生方法につきましては、元来、沢地形だったことに鑑みまして、林地への復元などが考えられますが、今後、県民からの意見などを踏まえて、具体策を講じてまいりたいと考えております。

2章については以上でございます。

事 務 局: つづきまして、掘削工程について、先ほどとちょっとダブる部分もありますが、詳しく ご説明いたします。

まず、掘削方法につきましては、先程来、何回も言っていますが、標高の高い部分からスライスで掘削して、徐々に標高を下げてまいります。この図面は、お手元の資料の 11ページになりますが、この赤いラインが鉛直遮水壁のラインでございまして、この黒のライン、等高線を表しているんですが、今、廃棄物に埋っている状態での等高線でございます。その廃棄物を掘削した後、元の地山が出てくれば、こういう等高線になるだろうという推定線が、このピンクの点々で表わしている線でございます。このへんに大きな沢、谷といいますか、あったのかなということが想定できます。

こちらの方が、今まで実施計画書で計画していたブロックごとの掘削順番ですが、Aエリア、E、D、C、F、Bというふうに、標高の低い方からやっていこうということでございましたが、逆にFとBとか、こういう標高の高い方から順番にやっていくというふうに書いております。

掘削用の場内の道路につきましては、現在の場内道路を最優先に利用しながら、標高が

下がる度に掘削に沿った形で、道路を新しく設置して掘削してまいります。

場内の道路沿いには、浸出水の集水管を事前に設置しまして、浸出水の水位を下げながら掘削していきます。これが、この濃い茶色の部分が、今現在の場内道路でございます。 浸出水の導水管につきましては、この鉛直遮水壁に沿ったところと、場内道路のまだゴミがある山側の方に設置して、最終的にはこの辺も、一番低い所に集約されて、水処理施設に流れ下るということを計画しています。

掘削は、基本的には 2.5mごとに行なっていきます。一日の掘削量につきましては、20m × 10m × 2.5mで、500 ㎡を基本にして、毎日出していきたいと思っております。

現場の方は、全体的に遮水シートに覆われているわけですので、掘削前にこの部分のシートを剥いで、掘削が終われば、また夕方再度敷設し直して現場から引き揚げるということを考えております。

これが、先ほど出てきましたが、一番深い所の断面でございます。ここからここまで、 約 20mの深さまで廃棄物があって、こういうバックホウが 20m進んでいくという感じのも のを表わしています。

これが、掘削別の計画表でございます。先ほども出てきましたが、縦の方に標高、横の方に年度がありまして、19 年度は中央池の仮置きした分。それから、標高の高い部分を掘削して、20 年、21 年と段々標高が下がってまいります。

これもう一度、先ほど説明した全体の平面図でございます。

平成 20 年の半ば頃になりますが、標高 440mまで掘削が終わります。そうすると、現場の方では、この部分とこの部分に地山が出てくるだろうと想定をしています。実際は、こちらの、さらにこの緑のこの付近、本格選別ヤードができておりますので、確認する時は、このへんの立ち会いになるのかなと思います。440mから掘削する、その下を掘削していくわけですが、この広いエリアで掘削が進んでいきます。

さらに掘削が進んで、平成 22 年の半ば頃になりますが、やっと 435mの部分まで掘り進むことができると思います。そうすると、標高 440mから 430mの区間、このエリアで、広さが約 2.5 h a ございますが、この部分の地山が出てくるということになります。

さらに、ここの部分を掘削をすすめると、5 m下がって、標高 430mになりますと、この緑の濃い部分、面積にすると 1.6 h a ほどが、多分、地山が出てくるでしょうという図面でございます。

430mから下は、段々段々狭いエリアになってきますので、最終年度は、一気に 415mまで掘り下げることになりますが、このエリアで地山が出てくるだろうと考えております。 面積にして、3.2haになります。

この計画を作るにあたりまして、改めて現場の測量をかけました。横断測量です。20m ごとの横断図面を作成いたしまして、これは 12 になりますが、このへんの断面がこういう具合で、先程来の特管相当物、濃いピンク、赤がこことか、この辺に分布しているだろうと想定しております。

普通産廃の方は、こういう薄い、これは灰色、水色、これが間に挟まった土壌ですが、こういうものがこの辺とか、この辺に分布しているだろうと。今までの調査から推定しております。

それをさらにブロック管理ということで、こういう横断図に対して、さらに 20m間隔で

断面を切りまして、毎日のブロック管理のデータにするということを考えております。

横断図をさらに平面図に落とし込みまして、例えばこれは、標高 437.5mまでくれば、この辺には特管のVOCが濃い部分の廃棄物があるでしょうという、その周りに普通産廃があるだろうというような想定をしているわけで、こういう情報を我々気を付けながら掘削を進めていくことにしております。

次に、掘削した後の次の選別工程につきまして、ご説明いたします。

選別ヤードの位置は、掘削現場の一番北側、いわゆるAエリアに整備いたします。後ほど、図面でご説明いたします。

内容でございますが、今までは一日 250 トンを処理するという規模のものでしたが、これから一日の量が倍になりますので、2系列を基本に考えております。

選別方法につきましては、基本的には、今までやってきた施設と同様に、廃棄物に石灰を混合して、その後、ふるい分けをいたします。場外の方に出ていくわけですが。40mm と 40 から 100mm と 100 mm以上のものにふるい分けしたいと考えております。ただし、この選別の粒径とか、種類につきましては、搬出先、廃棄物の性状によって変わる可能性があります。適宜、それに対応しながら今後やっていきたいと思います。

設置するヤードですが、作業ヤードと保管ヤードがあって、廃棄物が入ってくる所、保 管する所、石灰を混合する所で、混合したものを保管する所、それからふるい分けで分別 する所、それを保管する所、そして、天蓋車などに積み込む所ということになります。

これが本格ヤードの大体の平面図でございます。入ってきましたこの保管ヤードに1日から2日おきますと。この部分は、屋根のついた建物になります。石灰を混合します。保管します。分別します。分別したものをそれぞれの粒径で分けて置いておきます。で、搬出するということになります。

場所ですが、こちら場内を入ってきて、今現在の選別がここにあります。 A エリアの北側に、大体の大きさが、約 100m、幅が約 60mあります。ですから、これがすっぽり 2 つ入るようなイメージかと思います。

その他、石灰混合とか選別を行なわない廃棄物。例えば、RDF様物とか、廃食品などは、直接積み込み搬出することも基本にして検討していきたいと思っております。

次に選別した後、運搬することになりますが、運搬のお話でございます。運搬ルートにつきまして、運搬経路の確定は、受け入れ先の決定後になります。ただ、今までやっているような青森市、八戸市とすれば、これまでのルートを基本にいたします。それ以外の運搬先が出てきますと、その場合には別途ルートを検討して、安全面等から適切なルートを決定いたします。

ルートの交通安全対策につきましては、制限速度を守ることは当然でございまして、あ とは、交通法規を順守し、さらに学童、子どもさん達の歩行者や運搬ルートの道路事情を 十分に勘案し、配慮して走行することを定めていきたいと思っております。

運搬の車両につきましては、これまでのように、原則は廃棄物の飛散流出、悪臭の漏れがないよう十分に注意して、廃棄物処理法の基準にしたがって運搬するものといたします。

特別管理産業廃棄物につきましては、これまでのように密閉型の荷台、いわゆる今使っている天蓋車ですが、これを使用することを基本にいたします。ただ、廃棄物の性状によって、あらかじめフレコンバッグ、これは大型土のうなんですが、事前にその廃棄物を

密閉した場合には、ダンプトラックの使用も考えていきたいと思っています。この場合、 荷台に積み込んだ後、さらにシートで覆って、廃棄物の飛散流出、悪臭の漏れがないよう に運搬いたします。

普通産業廃棄物でございますが、上記のほかにもさらに性状によっては、ダンプトラックも使いたいと考えております。当然、シートで覆って、飛散流出、悪臭漏れがないよう、十分注意して運搬するものといたします。

運行管理につきましては、これまでも複数台、3台から4台がグループで走っておりますが、それを順守していきます。さらに、運行途中過程を定時に連絡する体制を整備いたします。実際、今も、県庁の方には連絡が入ることになっていますが、それをそのまま順守して、適切な運行管理を行なっていきたいと思っています。

また、重量の管理でございますが、選別ヤードに今度はトラックスケールを設置して、今までどおりに過積載のないよう管理しながら搬出したいと思います。こういうものができるわけじゃないんですが、ここがトラックスケール、ダンプがくればこの重量が出るような機械が、場内に設置されるということでございます。

事 務 局: つづきまして、計画書 15 ページの処理工程についてご説明いたします。

内容については、先ほど概要のところで既に詳しく申し上げておりますが、まず廃棄物の処理に当たりましては、青森県内での処理を基本といたします。

また、廃棄物の性状に応じて、廃棄物処理法の基準にしたがって、適正な処理を行います。

処理方法は、実施計画に明記しておりますが、焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理を行います。ただ、性状や形、形状が加熱処理に適さないものにつきましては、この3つの処理が行えませんので、破砕や脱水など、それ以外の方法での処理も検討することとしますが、その場合でも、最も合理的な方法で、かつ当然のことですが、法律の基準にしたがって適正に処理をいたします。

また、石や土壌環境基準に適合しました土壌につきましては、実施計画に書いてあると おり、現場で再利用ということを考えますし、また、金属類につきましては、再資源化を 図っていきたいと思います。

処理方法に続きまして、処理施設の確保についてです。先ほど、これも概要の部分で説明しておりますが、本格撤去期間は、現場の廃棄物量 67 万 1 千㎡から、一次撤去分を差し引いた 57 万 5 千㎡を撤去することとなります。 6 年間の残る期間と処理施設の年間稼動実績から、一日当たりの処理しなければならない廃棄物量は 305 トンと考えております。

現在、廃棄物を処理しております施設は、県内に2か所ございます。平成 18 年度の2か 所での受け入れ計画量は、一日あたり 200 トン程度となっております。したがいまして、本格撤去に必要な 305 トンにはまだ足りないことですから、県では、更に処理施設の確保に努力しまして、産廃特措法の期限となります平成 24 年度までに計画的に処理できるようにしていきます。

ここまで、本格撤去に当たっての工程についてご説明いたしました。

つづきまして、計画書 16 ページになります。作業環境管理の方法についてご説明いたします。

平成 16 年度から始まりました廃棄物の撤去作業に当たりましては、作業員の良好な健康 状態や安全な作業環境の確保のために、撤去マニュアルの中に作業環境の管理基準という ものを定めて、日常的な監視を行いました。

また、随時、作業環境測定を行いまして、作業環境の確認を行ってきました。

本格撤去につきましても、これまでと同様に作業環境の管理を行っていきます。ただし、 本格撤去ということですので、現場の状況がこれまでとは大きく変動することも予想され ます。そのため、これらの監視や測定の結果によりましては、日常監視項目や管理基準値 といったものを見直し、作業環境の適正管理のために必要な対策を講じることとします。

こちらの方は、現在、一次撤去の時の撤去マニュアルの中に定めております、日常監視 の項目と管理基準値ですが、項目といたしましては、硫化水素、酸素濃度、一酸化炭素と いったすぐ人命に関わるような危険なものから、現場で特に観測されておりますベンゼン、 ジクロロメタンといった揮発性の有機化合物といったものを監視しております。

管理基準値につきましては、労働安全衛生法の基準や、学会の勧告値といった値のさら に半分と厳しく設定しております。

現場では、毎日朝に掘削場所で事前に測定を行いまして、その結果、管理基準値を超過した場合には作業を中断いたします。そして、その超過濃度に応じた適切な対策を行なって、その結果、現場の環境が改善されたことが確認されれば、また、作業の再開というふうに日常の作業を進めています。

ちなみに、これまで2年近くにわたる一次撤去の期間中、作業環境基準を超過したということは一度もございません。

日常監視と現場作業につきましては、このような流れで行っておりますが、本格撤去に 当たりましても、同様に作業環境の管理を行い、現場で作業する人の健康や安全の確保に 万全を尽くしていきます。

現場の作業環境の日常監視では、このような機器を使用しております。特に、最も厳しい状況で作業することとなります掘削現場や、選別ヤードの作業員の方には、一番右側の小型携帯用ガス検知機といったものを常時身につけてもらっております。これは、ガスの濃度が高くなりますと、警報音を発して、作業員の安全を守ることができるようになっています。

つづきまして、次のページ、17 ページになります。環境モニタリングについてご説明い たします。

本格撤去は、平成 19 年度から最終の平成 24 年度までの長期間にわたります。また、現場全体に撤去作業が及びますので、現場だけではなく、現場の周辺に与える影響も変化していくと考えられております。

現在、本格撤去開始前には、浸出水処理施設の稼動、そしてもうじき完成します遮水壁による汚染拡散防止対策というものが完成いたします。したがって、今後は異常の早期発見、長期監視データの蓄積、そして、汚染拡散防止対策の効果をきちんと確認していくということが重要となります。

毎年、モニタリング計画を定めて、原状回復協議会の方で承認いただき、その計画にしたがってモニタリングを実施していきます。モニタリングの結果は、地域住民の皆様をはじめとしまして、広く情報公開していきます。

まず、水質モニタリングですが、対象となりますのは、現場内と現場周辺になります。 こちらにつきましては、県では不法投棄事案の発覚以来、現場と現場周辺での地下水、あ るいは表流水の水質モニタリングをずっと継続しております。本格撤去でも、遮水壁の汚 染拡散防止効果の確認なども視野に入れながら、適切な観測地点というものを考えてモニ タリングを継続していきます。

つづきまして、大気質モニタリングです。廃棄物の掘削、選別作業に伴う揮発性の有機 化合物の拡散で、周辺生活環境への影響も考えられますので、そのへんをきちんと把握す るために、現場敷地境界で定期的に有害大気汚染物質のモニタリングを行っております。

また、運搬作業などの大型車の交通量が増大しますので、それによる沿道の、道路沿いの生活環境への影響をきちんと把握するために、現場周辺で定期的な大気汚染物質のモニタリングを継続して行います。

騒音、振動につきましても、これも現場に出入りする交通量の増大による影響を把握するために、定期的な騒音、振動のモニタリングを継続して行います。

これらのモニタリングの結果によって、観測地点やあるいは観測する項目の見直しを随時行い、そして、より適切な環境モニタリングを実施し、本格撤去でも現場周辺へ影響がないようにしていきます。

また、県では、現在廃棄物の処理を行っている県内の2つの処理施設におきまして、廃棄物処理法の基準にしたがった適正な処理が行われていることを随時確認しております。 具体的には、処理施設のばい煙測定、周辺河川の水質分析のデータを確認、さらに抜き打ちで処理施設へ立ち入り調査をして監視を行っております。

本格撤去に当たりましても、継続してこれらの監視を行っていきます。また、新たに処理を行うこととなる施設につきましても、同様に監視を行っていきます。

このようにして、県境不法投棄廃棄物が適正に処理されることを今後もきちんと確認してまいります。

以上のとおり、平成 19 年度から開始されます本格撤去計画につきまして、その概要と各工程の詳細、そして作業環境の安全確保と環境モニタリングについてご説明いたしました。 以上です。

司 会: 皆様にお詫び申し上げます。県側の説明が大変長引きまして、大変申し訳ございませんでした。これも久し振りに皆さんにきちんとお話したいという皆の思いから、時間が長引いたものですから、ご容赦いただきたいと思います。

それではこれから、皆様の方からご質問、ご意見等、いただきたいと思いますので、質問のある方、お手を挙げていただきまして、質問の前にお名前をおっしゃっていただきたいと思います。

それでは、畠山さん、お願いいたします。

畠山さん: 畠山です。よろしくお願いします。

今日はまた、大変、県の方々から詳細にわたっての現在、またこれからのことをお聞き いたしまして、大変、私共も、私といたしましても、県の委員もやらせていただいており ますが、さらに詳しく分かったような気がするわけでございます。 したがいまして、私の考えといいましょうか、一町民としての考え方を申し上げたいと 思います。

まず、先ほど、県のそれなりの担当の方々、並びに鎌田室長さんからもお話がございました。大変、67万㎡という県内最大の我が田子町に不法投棄がなされたと。そういうふうなことで、私共町民といたしましても、大変心配で心配で、いつも頭にこびりついているというようなことが現状でありました。心境でありました。

その中に、先般、9月9日に現地確認ということで私も参加させていただいたわけです。 その時は、鎌田室長ならびに山田報道監、沢山の県の方々もお出でになりまして、1か月 くらい見ないうちに大変変わったなと。よくここまでやってくれたなというが、私の心境 でございました。

そして、先ほどのご説明にもありましたように、一次撤去の中には、地下水の汚染の懸念されている部分とか、また、汚染拡散防止を大変、一次撤去ではやられまして、その汚染されるものが全部、同じ所といいますか、そういう地質の場所に集まって、それを完全なる汚染、ダイオキシンのないような対策をとられているというふうなことであります。

ただ、先ほど、うちの松橋町長さんも冒頭の中でご挨拶がございましたように、ただ、これからが一番、いわゆる二次撤去、本格撤去に向けて我々町民が心配しているところだと。何としても、今晩お集まりの町民の方々が、協力するべきことは協力をし、なおかつ、言うべきことは遠慮しないでご発言をなされるようにというふうなことを町長が申しております。

私は、今までのことに対して県の方々に敬意を表するわけでございます。また、考えといたしましても、私共に、町に捨てられたものは、これは、新聞紙上でよく皆さんもご承知のとおり、不法投棄と。それを他の県外他町村に持っていけば、我々はいいんだと。とにかく、県が許可したものだから、県がこれをどうかしてくれよというのが、実は私も最初はそのような気持ちになりましたけれども、今、16年から18年、過去3年間の中には、一生懸命やってくれていると。

だがしかし、これからが倍以上のものを撤去しなければならないと。県の方々も何回も申しております。青森とか八戸セメント会社の方に撤去しているんだけども、何せ大量の第二次撤去、本格撤去になるとすれば、57万5千㎡のものが運び出され、しかもそれを焼却しなければならないと。そのことによって、いろいろ県の方々も、八戸の方とか、いろいろ検討されているかとは思いますが、やはり、これは私の考えでございますが、嫌な物は全部持っていってくださいと。そういうふうなことではなく、現地といたしましても、できることなら協力を惜しまないと。特管物では、これは致し方ない、向こうの方にお願いすればいいと思いますが、何らない普通産廃におかれましては、何としても地元でもご協力を惜しまないと。本当に悪いものであれば、やられないものであれば、県としても許可をするはずはありません。大都会の方では、既に町、都市の中にこういう不法投棄はないと思いますが、そういうふうなものを処理しているというふうなことも新聞、テレビ等で伺いました。

私共、何としてもやはり県に押しつけると。我々が、田子から運べばまずはいいんだということでなく、ある程度の協力も1つではないとか考えております。

私だけ、話を申し上げても時間というふうなものも制約があると思います。また、撤去

におかれましても、期間、平成 24 年度、そして国、県の予算もあろうかと思いますので、できれば、我が田子町で、一基とはいわず、二基でも三基でも、田子の町の町民が心配しております不法投棄を一日も早く撤去するという意味におきましても、地元処理というものを考えている一人でございます。以上でございます。

司 会: 畠山さんの方からそういう要望があったということで理解していきたいと思います。 それでは次の方。椛本さん。

椛本さん: 椛本です。前段に話ししたのが、説明あって、8時に打ち切るという話でしたが。8時という時間であれば、これから質問があれば、8時までには終わらないような気がするわけです。質問も答えの方も簡便に聞いたり、話したりするようにしてもらえれば。それでも、8時という時間には間に合わないと思います。私も喋りたいことがありますので、以上です。

司 会: どうも本当に申し訳ありません。時間を長引かせまして申し訳ございません。 それでは、回答の方も簡潔にしていきたいと思いますので、澤口さんの手が挙がってい ますので、よろしくお願いします。

澤口さん: 澤口です。言いたいこと、言うべきことかどうか分かりませんが言います。

1つは、最後の説明会があってから、ここまで、何故、これだけの長期間何もしなかったのか。その間に、県の方にはかなり膨大な量の情報が入っているわけです。ところが、地元とすれば、確かに県の委員とかそういうものがありますが、やっぱり全体的に少ないんですよね。このへんは、非常に私は憤って、県は怠慢だなと思うのです。畠山さんは、県のことをだいぶよいしょしましたが、私は一切よいしょする気はありません。

それから、今の説明会も順番が逆じゃないかと思うんです。何で地元で説明してから、 県の協議会の方にもっていかないのか。雑音のある所からまとめるのが、あなた方の仕事 じゃないんですか。以上です。

司 会: これにつきましては、県側は、よろしいですか。じゃ、私から。

私は、9月4日、町の協議会に出席して、一応、計画案の概要を説明させていただきました関係上、とりあえず、今回は司会という立場でございますが、今の2点に関しましてだけ回答したいと思います。

冒頭、私も挨拶で申し上げましたとおり、一次撤去開始以来、住民説明会がなく、久し振りの説明会ということでございましたが、県としましては、住民説明会、大きな節目、節目、動きがあった時には開催してまいって、皆様にお伝えしていくということですが。言い方は乱暴かもしれませんが、いろんな細かいことはありましたが、一次撤去、試行撤去を始めまして、一次撤去が非常に順調に進んでいっているという状況の中で、現場の工事も順調に進んでいるということでは、その都度、現地事務所だよりであるとか、県の広報番組などでご紹介しておりますので、住民説明会までということではありました。

いずれにしましても、これから、ただ今の澤口さんのご意見を伺いまして、情報の伝達

の仕方、いろいろ工夫してお知らせしてまいりたいと思います。

それからもう 1 点。今のお話と前後するのかもしれませんが、いずれにしても大事な問題というのはきちんきちんと順番がどうあれ、説明していかなければならない。

ただ、住民説明会、それから県の協議会とか、そのへんの所の時間差というものがございまして、そのへんがいろいろご指摘を受けるような事態になったかと思いますが、いずれにしても、今後ともきちんきちんと皆様の方にはお伝えしていきたいと思っております。答弁になっているかどうか別にしまして、私としては以上でございます。

ご質問のある方。伊藤さん。

伊藤さん: 座ったままでいいですか。

質問が2つと、意見があります。

1番目の質問ですが、最初に運び出した場所が、つまり第1エリアですか。あそこのAエリアの最初に運び出した分が仮置場だったんですね。あそこが、元々3万3千㎡あるということでしたが、後で聞きましたら、実際にはもう撤去が終わりましたよね。実際には減ったんだと。3万3千なかったということだったんですが、どれくらい減ったのかお聞きしたいのが1つです。

如何でしょうか。

司 会: よろしいですか、県の方。今のご質問は、A 1 ですね。A エリアですか。A エリア全体で 9 万 6 千と想定しておりました。それがどれくらいになっていたんですか、というご質問かと思いますが。それでよろしいでしょうか。

伊藤さん: そうです。

司 会: 県の方、事務局、どなたが説明しますか。

伊藤さん: 今はっきりしなければ、それでもいいですが。

事 務 局: Aエリアですが、7月の中旬に終わりまして、大体、4万3千㎡です。

伊藤さん: 全体じゃなくて、Aエリアの中が2つあるんですね。仮置場と中間処理場と2つあるんですよ。その仮置場の方の量を言っているんです。3万3千という最初の計画だったんですが、それが減ったというのを聞きましたから。どれくらい減ったか知りたいんですが。

事 務 局 : 概数ですが、A 1のゴムシート上には、2 7 3 + 70 A 2 0 1 4 5 - 71 には、約4万トン。

伊藤さん: 分かりました。つまり、私が言いたいのは、そういう具合に減る可能性があるわけですね。つまり、仮置場というのは、元々千葉市から来た生ごみだったはずですから、当然期間が経つと減ってくると。そのほかの場所にも減る所があるのではないかと思うんです。

ところが、皆さんが今立ててくださった詳しい計画は、全部、最初の数量でやっているんですね。ですから、量が減る、あるいは増えるというと、計画そのものが狂ってくるはずです。

岩手県では、測定した数量を調べ直して、増えたんですね。ということがありましたから、全くこれから後も数量を調べ直す計画はないものかどうか、という点が1つあります。 如何でしょうか。

ないようですから、もう1つの質問です。

資料3の4ページの(2)の撤去対象量の所ですが、そこの一次撤去の 16 年が 11,400 トン、17 年が 33,900 トンとなっております。ところが、資料2を見ますと、その中に液状廃棄物が入っているんですね。最初の 67 万1千トンの中には、液状廃棄物というものが全くなかったはずなんですが。これがどうして、この一次撤去の数量に算入することになったのか、お聞きしたいんです、2番目の質問です。

液状廃棄物の大半というのは、空から降ってきた雨なんでしょう。それを、最初の計画 になかった撤去量の中に算入した、不思議だと思いますので、その根拠をお聞きしたいん です。

司 会: 今、2点ほどあったと思います。最初が、岩手県の方では数量がいっぱいどんどん動いていると。青森県の方は容量はもう一度調べ直してやる必要はないのかというのが最初の質問ですね。

もう1点は、液状廃棄物のAエリアにあったものです。それについての回答をお願いしたいという2点です。

鎌田室長: 調査の方法ですが、今後、量が変わるんじゃないかということですね。今後調査しないのかということですが。今まだ、撤去して1割なんです。1割ですので、岩手県の方も調査しながら、国の方と相談して、もう少し掘ってから、時期を見て見直しをしましょう、ということになったそうです。

本県も、まだ増えるか減るかということですが、まだそれは可能性としてわかりません。 したがいまして、やってみないと、これからどういう具合に動いていくかということで、 ある時期がきてから、その時期はいつということは言えませんけども、調査をしないで今 のまま進めていきながら、時期がきたらこの計画を見直すという具合にしていきたいと 思っています。

伊藤さん: なるほど。そうしますと、その時点で、再調査した時点で数量が変わっていれば、当然、 この撤去計画も変わるわけですね。

鎌田室長: はい、そうなります。

伊藤さん: じゃ、2番の方をお願いします。

事 務 局: 先ほど、資料2で一次撤去実施状況でご報告いたしました液状廃棄物のことでございますが、この液状廃棄物につきましては、実際に、特別管理産業廃棄物、汚泥として、廃棄物処理施設において適正に処理しております。

浸出水処理で処理した、浸出水等の量は、当然、この撤去実績には含んでおりません。 すなわち、廃棄物として処理した実際の量を、この資料の2撤去実績として計上しており ます。以上です。

伊藤さん: つまり、液状廃棄物は、汚泥だったから含めたということになりますね。それでいいですか。

そうしますと、最初の計画、数量にはなかったものですから、汚泥の分 7,759、これだけ の量が一次撤去の総量の中の 9 万 6 千トンよりも増えるはずなんですが。それを増やさな いのはどういうことですか。

事 務 局: 繰り返しになりますが、資料の2、一次撤去の実績として計上している量は、廃棄物と して撤去、処理した実際の量を撤去実績として計上したものでございます。

伊藤さん: つまり、最初の総量の中に含めてあったという解釈でいいんですか。空から降ってきた 水も。どうも、そこのところが私、納得いかないんですが。

事 務 局: ご指摘の単なる水ということではなくて、あくまでも廃棄物として処理した量をこの資料の2に計上しているところです。

伊藤さん: そうですね。最初は全然説明になかったわけですから。

司 会: そのへん、県の方、どうですか。

事 務 局: これにつきましてお答えします。

最初の計画では、A1エリアの所に廃棄物、汚泥、それから浸出水という形のもので分けておりました。うちの方といたしましては、雨、そういうもので入ってきた水でございましても、廃棄物と接触して汚泥となったもの、実は液状物であっても、きちんと特管汚泥としてマニフェストを切りまして、きちんと処理施設で処理をしておりますので、これを廃棄物の量としております。

そのほか、浸出水につきましては、水処理施設の完成後に水処理施設に導水して処理した部分がございます。これについては、きちんと分けておりまして、そこの部分の浸出水の処理の量については、この実績にはあげておりません。きちんと廃棄物として処理した量、その実績を実績として、この量の中に入れているということでございます。

伊藤さん: そうしますと、あそこにあった大きな池にあった水が、全部無くなっていますから、それは処理した量の中、つまり7千幾らですか、その中に入っているはずなんですね。

事 務 局: 違います。中央池、いわゆる旧中央池といっていた部分の水でございますね。あれは、水処理施設で処理いたしましたので、それについては廃棄物の実績には入れておりません。

伊藤さん: 入っていないわけですね。分かりました。

じゃ、私の意見を申し上げます。

さっき、最初に申し上げましたように、本格撤去計画の基本になるのが、撤去対象量なはずです。それが全く、今までと変わっていない 67 万 1 千トンだと。それが心配なんです、私らとしましては。と言いますのは、知事もここでご挨拶の中で話しましたし、今日の資料にも載っていますが。汚染土壌も全量撤去します、ということになっています。

ところが、最初から確認してみましたが、汚染土壌が 67 万 1 千トンの中に入っているかといったら、入ってなかったんですね。そちらの説明に入っていなかったんですよ。そうすると、汚染土壌を撤去するとなれば、当然。総撤去量が増えるはずです。それが 1 点。

もう1つですが。対象量の中に出ていますが、単位体積重量、比重のことだと思いますが。1.0 になっています。これは、1.0 というはずはないと思うんですね。といいますのは、私、実験してみましたが、畑の渇いた土だったらほぼ 1.0 です。ちょっと 1.0 を切ることがあります。だけども、あれに水一杯入れて、水を流した後の重さを計ると、大体 1.5 くらいに増えるんですよ。

現に、岩手県の方では、実績として 1.297 という数字を出しています。それを今でもまだ、1.0 で計算していくということが心配です。実際に、変わって、処理の進行状況に応じて、国との協議を踏まえて見直すものとするとなっていますが、当然、比重が増えてくれば総量が増えますからね。今から見直しておかなければならないと思うんです。

そういった点、今申し上げました2つの点から、汚染土壌が計算に最初から入っていなかったということと、もう1つ、比重が1.0 で計算してあるんだということが、総量が増える原因になりそうだと思うです。総量が増えれば、この計画はガラッと変わりますよ。そこの点が心配だというのが、私の意見ですので、お考えおき願いたいと思います。以上です。

司 会: 意見として承りました。

宇藤さん、先ほどから手が挙がっていますので。

宇藤さん: 座ったままで失礼させていただきます。

9月9日には、現地見学をさせていただきまして、ありがとうございました。

今まで不法投棄されていた山が、シートに覆い隠された山と化しておりました。そのシートの数を見た時、これから先、この中にあるものを期限内に本当に処理していただきたいなあと思いました。それと町の方の協議会でも質問しましたが、もう一度確認したいと思います。それは、皆さんがお持ちしていただいた 15 ページにも、詳しく書かれておりますが、廃棄物の処理にあたっては、自区内で処理するということをとても強調しておられるように感じますが。この自区内でということは、どういうことが根拠になって、そうなっているのかを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

司 会: 先ほど申しましたが、私、4日の協議会に出て、ただ今のお話も伺っておりましたので、 せん越ですが、私の方からご返事したいと思います。

> 県としましては、まず基本的には自分の県のゴミは自分の県の中で片付けていきたい。 これは、青森県だけではなくて、秋田、岩手県も同じことでございます。

ただ、そういう中で、そういう方針のもとに、青森県の中で片付けていくにはどうしたら良いかということで、今、2か所しかありませんが、新しい施設の動きがあるとか。それから処理の方法を変えて、普通産廃は普通産廃処理場で、何とか処分できるようにお願いしていこうじゃないとか。そういう努力を重ねて、自県内で何とか処理しようと。そういう方針で進めております。そういうことで、自区内処理ということを出しております。以上です。

山本さん。

山本さん: 山本です。先ほどの比重という所で分からなかったので教えていただきたいのですが。 現場から持ち出す時の含水比の測定はどういうふうになっているのか。石灰を投入しておりますが、その重量のカウントは、総重量に対してどのような評価をしているのか、ということをまず教えていただきたいんですが。

司 会: お願いします。含水比の測定ということと、石灰重量のカウントの2点です。

事 務 局: お答えいたします。

含水比は、日々天候によってばらつきがあります。まず、選別ヤードに最初持ってきますが、大体、含水率が 50%弱になります。石灰を混合いたします。 1 ㎡に 30 キロから 50 キロの石灰を混合しておりまして、それを分別、ふるい分けしておりますが、ふるい分けした後、その含水率が 40%くらいになっています。夏場の天気がいい時は、40%を切ることもありますが、秋、冬、春などは、40%ちょっと超えるくらいの状況になっています。以上でございますが、よろしいでしょうか。

山本さん: 今のお話、40%くらいとなりますと、含水比はちょっと高いのか低いのか、これはよく分かりませんが。ただ、ここで重要なのは、トン数、重さの管理はしていますが、容積管理はしていないのではないかと思います。現地から切り出す時に、1㎡分取ってきて、それに対してという評価をしているのであれば分かりやすいんですが。ほぐした状態の、空隙率が非常に高い状態で1㎡、1トンですよと。このような評価をしていますと、残っている量は相当数増えていくはずになるということが、実際起こっているんじゃないのかなと思います。そこのところ、容積管理をしていないで、1トンですよというふうな形を言われますと、あまり信頼性に欠けるのではないのかと思います。そこについてコメントはどうでしょう。

事 務 局: 掘削のボリュームにつきましても、大体の数値はおさえておりますが、日々の含水率なるものが非常に変化ありますし、水分の、石灰混合した後の含水率についても変化ありますので、今のところは、皆様には撤去した重量、ちゃんと精密に測ったトラックスケール

での重量を皆様に情報公開していると。今日のデータも正確な重量をお知らせしていると いう状況にあります。

山本さん: では、これからお願いなんですが。乱さない状態での1㎡に対しての今作業をやって比重を出してください。

それから、現地で分析をVOC、あるいは土壌に関する分析を行なっていますが、どれくらいの、スタートから実際に結論が出て、現場に反映されるまで、どれくらいの時間がかかっていますか。

- 事 務 局: 作業環境測定につきましては、毎日、朝、掘削前、日中も2回、実際に掘削している切 羽で測っておりまして、その場ですぐ超過するようなことになれば、すぐ作業はストップ です。ですから、データにつきましても、当然、常時数値が出るデジタルの測定機も置い てやっておりますので、何か超えるような事態があれば、すぐ作業はストップします。す ぐ、即、反映です。
- 山本さん: 協議会の中でも、現地で検査室、試験室みたいな形は出来ないのかというか話も、前から出ていたかと思いますが。その分がクリアされているのであれば結構です。

もう1点です。このままで予測される 19 万7千トンという処理ができないのでないかと言われている部分についてでありますが。ここのところにつきましては、1年半も前からこういうことが心配されるので、実際に県内、あるいは近隣でどれだけのキャパシティが考えられるのか。どういうふうな形だったらできるのかということを出して欲しいということは、前から出しているはずなんです。今の話を聞きますと、これから各処理業者さんにお話をしてみるという話。これは多分、字づら上の話だと思います。実際はどうだったか、その実際の所を聞かせてください。

鎌田室長: 19 万 7 千トンという数字ですが、いわゆる普通産廃を処理するのにどうしたら良いのかというのは、実は、汚染拡散防止対策ができて、壁ができて、それから掘削することによって普通産廃が出てくるわけです。したがって、それによって、これから普通産廃を処理、今している所に協力をお願いしていくと。

9月 25 日と先ほど言いましたが、その時に協会を通じていろいろとお願いしていくということなんで、別に、全くの無計画なことではなくて、今これから、19 年度からの処理についてお願いしていくということですから、いろいろと、これから手続きに入っていきたいと考えています。

山本さん: 分かったような、分からないような話になってしまっているんですが。要は、「やります」という意思表示は分かるんですね。年次計画はこういうふうに処理します、これは分かるんですが。それに対応する、実際の処理能力というところ、実際、契約されている所もあるでしょうし、してない所もあるかもしれません。そういうものが分からない以上、「やります」という意思表示だけ、我々はそこを信じてくれといわれて、ずっときているわけです。やるから黙っててくださいという話であれば、これは信用して、我々が信用で

きるかできないという話じゃないですか。実際のところは、撤去量、それが順調だ、順調だというふうにおっしゃっています。いますけども、それが本当に本格撤去になった時にできるかどうかというふうなことを、実は今日この場で知りたいんです。「やります」という意思表示ではなくて、こういうふうに処理ができますということを聞きたく、実は来ているんです。そこのところが、曖昧になるのでは、もう一度この会議を開いていただいて、分かった時に、はっきりとした答えがいただきたい。

それから、比重の関係もそうですし、実際に増える可能性が無い無いと言っていますが、 そこのところも含めて、きちんとした答えはいつ出るんでしょうか。

鎌田室長: 処理施設に関しては、これからあと半年以上ありますので、そこで 19 年度に向けた形での処理施設の確保ということを先ほどから申し上げていますので。来年度になれば、どこにどのくらい持っていけるか。あるいは、契約数量が幾らなのかということは公表できると思います。

山本さん: それじゃ、18年度末にもう一度よろしくお願いします。

司 会: ほかにございませんでしょうか。中村さん。

中村さん: 中村です。座ったままで失礼します。

8時を過ぎたわけですが、本日をもって説明を完了したという、そういうことにはならないでしょうね。今日で全部、住民が了解したと、そういうような受け止め方をされる予定ですか。予定というよりも、つもりですか。これだけの重要な問題ですので、先ほども情報が少ないという、そういう意見もありますし。後顧に憂いを残さないためにも、やはり何度かお出でいただいて、分からない部分、不明な部分、不審な部分というものを、いわゆるゼロディフェクトにしていかないと、欠点をゼロにしていかないと、国民というよりも、町民の納得が得られないのではないかと、そういう心配を感じ出しました。お答えをいただきます。

司 会: ちょっと時間をいただけますでしょうか。今、お答えしたいと思います。 時間が掛かるようでしたら、次の質問を先にお受けして進めてもよろしいでしょうか。 中村さん。

中村さん: 分かりました。そうしたら、それはお帰りになるまでに結論を出して、お答えをいただくということで。

今回の説明の中で、直接関係はないんですが、国費を使うと。国民の税金を使用して回復を行なうという工事ですので、現在まで、支出を決定している、あるいは2週間後ですか、工事が完了する遮水壁等も含めて、トータルで総事業費が幾ら掛かっているのかということを知りたいということを、4日にお出でになった時に、報道監にお願いをしておきましたが。水処理施設、遮水壁、撤去費用という大所、こういう感じだと思いますが、個々に分からない場合は、トータルで結構です。何百億という単位だと思いますが。それをお知らせください。

司 会: 工事担当の方から、今回答いたしますので。

事 務 局: お答えいたします。お手元に最初に工事進捗状況ということで、このカラーの工程表がありますが、これを見ながらご説明いたします。

緊急的な対策工事として、一番大きいのが仮設浄化プラントですが。これには約1億 2200万円掛かっておりまして、トータルでは2億3400万円です。

長期的な対策工事として、主なものを申し上げますと、浸出水処理施設、これが 19 億 9 千万円です。それから、浸出水貯留池、防災調整池関係で、池そのもので約 4 億 9 千万。 それから、遮水壁なんですが、今最中工事が動いておりまして、今現在の契約額を申し上げますと、約 18 億。

諸々含めて、長期的対策工事には、46億4千万円投入しております。

それから、土木的な関係で、洗車設備を平成 16 年に作りましたが、それに約 8500 万円 掛かっておりまして、トータルで、土木的な工事が 49 億 6 千万円掛っています。土木的な、 汚染拡散関係の工事費は以上でございます。

司 会: 先ほどの方の回答、県の方、よろしいでしょうか。最初の1点目の回答をいたします。

高坂部長: 説明会の件でございますが、町の方とも相談しながら、取り扱いを考えてまいりたいと 思います。

中村さん: 町民の意に沿うような開催方法をお願いしたいと思います。

住民の理解が得られればという、そういうことが、知事も度々この場でおっしゃっておられますので、私共、言質としてそれをいただいていると、こういうことですから。是非、事務方の皆さんもお守りをいただきたいということであります。

あと、2点ほど質問させていただきますが。前にも技術顧問会という会の存在を、この間初めて知ったわけですが。この性格と役割をお知らせください。

事 務 局: 少しお待ちいただきます。

鎌田室長: 今ちょっと、技術顧問会の詳しい目的とか、設置要綱を持っていないんですが。簡単にいえば、いわゆる今後、本格撤去に向けて、こういう工事とか撤去というのは、いわゆる技術的なものが多いだろうということで、いわゆる専門の先生からいろんな意見を伺って、それをこの計画の中に反映していこうということで技術顧問会というものを設置して、いるんな意見を、技術的な意見を伺っているという会です。

中村さん: それで、この顧問の方々は、現在、県境対策協議会の中に席を置く方々が全部ですか。

鎌田室長: 協議会に入っている人もいれば、別な、全然入っていない人もおります。

- 中村さん: 私共、素人が考えます時に、県の協議会というものは、知事が委嘱をして委員になるわけですが、その委員会の中で討議をした、そしてその出てきた結論なり流れというものが、適正なのかどうかというものを諮問する会議という性格が強いのではないかと。そのように私共は考えるわけですが。そうであれば、委員長である古市さんが、会長としてそこに、顧問会の中に入っているのはおかしいのではないかと。仕組みとして、私共の素人考えでは、些かどうなのかなという感じを持ったわけです。その点は如何ですか。
- 鎌田室長: 技術顧問会というのは、諮問会議でも何でもありません。はっきりいって、先ほど言いましたように、これからどうやって本格撤去をしていけばいいのかということに対しての、技術的な意見をいただくという場所なんです。ですから、その意見をいただいて、県の方でいろんなそれを吸収して、直すものは直していく。あるいは、反映していくものはしていくという具合に考えております。
- 中村さん: 例えば、委員会で意見が対立して行き詰まった際に、それに相談をする。そしてその結果、県の意図する方向の回答が仮にあったとして、そういう進め方を意図しているとすれば、それは明らかに為にする、為に設置をした委員会ではないかと。顧問会ではないかというふうに、私共は人の悪い見方をしたのかもしれませんが、そのように感じたと。

それで、できれば町民が推薦をする大学の先生などをその委員に、顧問会の委員に加えていただけないものですかということ、この間、4日に報道監に申し上げました。そのあたりは、どういうものですか。

鎌田室長: あくまでも、協議会もそうですが、県で作っている顧問会もそうです、協議会もそうですけども、県の意図する方向に持っていこうという意図は全くありません。そういう所は理解していただきたいと思います。

そのために、いろんな分野の先生、いわゆる技術の先生にお願いして、技術顧問会というものを作って、そこでフリートーキングをしながら、いろんなためになることを教えていただいているということでございます。

それから、今の住民の方々の代表の方を入れてもらえないかということですが、今言ったように、意見をいろいろ伺っているという状況ですから、そういう顧問会ですから、もしもそういう住民の方々が推薦される先生がいらっしゃるのであれば、その先生方から我々の方にこういう機会でもいいし、いろんな機会を捉えて意見をいただきたいと。何も技術顧問会にこだわる必要はないんじゃないかなという気がいたしております。

中村さん: 一応、分かりました。私共、県に何度か裏切られてきたという、そういうことがあるものですから。裏切ったつもりはないのかもしれないけども、裏切られたという、そういう不信感というものを持っているわけです。それがずっと持続し、あるいは増幅をしてくるという、だから、こういう不幸な関係を県との間で、我々は今までそういう関係にあったと。これは、やはり、いつかの時点で完全に合意をして、取り除かなければ、町としても、町と県との間での不幸なせめぎあいという、そういう面も出てくると思いますので、あえて言い辛いことを申し上げていると。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

是非、顧問会というものが、本当に機能するには、やはり、現場をちゃんと見ていただくと。それに諮問するなり、相談をした材料だけで、果たして本当に顧問会というものが、正確な判断ができるのかという。こういうことまで住民は心配をするわけです。ですから、是非、この間、透明性を保つためにというふうにあえて申し上げたんですが。この場でも、そのことを再び申し上げておきたいと思います。透明性を保つために、是非、広く顧問の方々なり、諮問会議なりをもって、間違いのないようなことをやっていただきたいと思います。

個々具体的な関係、時間もありますから、よその人に移って、時間があればまた質問させていたださいと思います。

司 会: ありがとうございました。

先ほどから、久慈さんの手が挙がっておりましたので、久慈さん、質問よろしいですか。

久慈さん: 座ったまま失礼します。

2 つお聞きしたいんです。もしかすると、このゴミの処理場の方については、山本さんとダブる所があるかもしれませんが、もしダブっていたらそこはご返答は要りません。

1つ、今、これから鎌田さんが県南地区に普通産廃の処理場を探しますよというご答弁でしたが。それにまず応じてくれる箇所が何箇所か出たと。そういった場合に、今処理している八戸と青森の方で特管をこれから 24 年までに、その 2 か所だけで特管の部分は処理できるものですか。これが 1 つお聞きしたいです。

それから、もう1つは、水の処理場のことなんですが。現状で雨水と浸出水を混ぜて、 どういう処理がなされているか。そして、最悪の場合、今の処理場でどれ位の量をこなせ るか。

それから、まず水の問題ですので、地下にかなり汚染物質が紛れ込んでいるかもしれないと思うんですが。この撤去が終わった後で、水の処理場をどれくらい残しておくご計画なのか。そのへんのところも合わせてお聞きしたいと思います。

司 会: 3点ほどあったようですが、お願いできますでしょうか。

鎌田室長: まず1つ目として、特管の処理ですが、先ほど図面で説明しましたが、24 年までに十分、 特管部分については間に合うということです。

それから、水処理施設ですが、水処理施設にあそこに雨水と浸出水と分けて溜めています。1つ、雨水の方は洪水の調整池という所に入っていきます。中の汚い水というのは、あそこの飯場のある方の浸出水貯留池という所に入ってきます。

ですから、分けてそれぞれ、浸出水貯留池に入った水は、これは処理施設に入っていって、処理してから放流していると。雨水は雨水ですから、洪水調整池に入ったものは、そのまま流れていっているということです。

今、能力が 150 トン、一日 150 トン処理できる能力になっています。大体こういう施設というのは、大体 1 割くらいは余裕を持って作っているんですよ。多くなってもいいようにということで。何かあった時にということで、詳しくは分かりませんが、大体そのくらいの余裕を持って作るのが一般的です。

ですから、160 くらいはできるのではないかという気はしています。

それから最後の質問ですが、いつ頃まで処理施設を残すのかということですが、これは、やはりゴミが無くなったと。そして、その辺の水が全部集まってきますが、周りの水と大体、入ってくる水が同じようになった場合に、大体全部終わっただろう、というところまで水処理施設は管理していきたいと考えています。そのへんの詳しいのは、これからどういうふうにやっていったらいいのか、どのへんを目途にすればいいのか、どの項目を目途にすればいいのかという、目標にしてやればいい、標的にすればいいのかというのは、これからいろんな人の意見を聞いて決めていきたいんですが。いずれにしても、周りの環境と同じくらいの水になった時というのが、1つの目安であろうと考えています。

久慈さん: 今現状で、汚染水はどれくらい処理されていますか、一日で。

鎌田室長: 今現在、大体 100 トン弱入っていますので、それ以上、150 から 160 くらいやっていると思います。ですから、段々、貯留池の水が減ってきていますから。入ってきているよりも多く出しているはずです。

(住民の方の声が聞き取れない。)

鎌田室長: あそこは、ですからそのために浸出水の貯留池というのは余裕を持たせているんですよ。 あそこにドーンと入ってきたとしても、浸透した水がジャーと出てきたと。例えば、100 トンじゃなく 150 トン、200 トン入ってきたと。だとしても、その貯留池に1回溜めてから処理しますので、それは大丈夫です。

司 会: 久慈さん、よろしいでしょうか。

いろんなご意見、まだまだあると思いますが、お約束の時間、大分過ぎております。大 変申し訳ないのですが、最後、柳田組合長さんから質問をお受けして、質問の方は閉じさ せていただきたいと思います。

柳田さん: 柳田でございます。私は、質問というよりも、1つお願いをして、私の考え方を県にお願いしたいということでございます。

まず、私は、県の今までの努力に対しては敬意を表したいと。これがなされなければ、 これからの最終的な撤去がなされないだろうと思っておりましたので、県のこれまでの努力に大変感謝をしている一人であります。

計画どおり、24 年度までに現場から撤去をしていたださいと、それを強くお願いをします。その撤去をする過程の中で、もし、撤去が不可能に近いと、そういうふうな見通しがつくか、つかないか分からないけども、住民として手伝える部分というのが、冒頭にありましたように、町としても現地の処理ということも、県として認可をするような方向で、今後、考えていただきたいと。あくまでも、全量撤去ということには変わりございません。そういうことで、今後、24 年に向けて、県の撤去計画がスムーズにいきますようにお願いを申し上げて、私のお願いということにかえさせていただきます。

以上であります。

司 会: どうも、貴重な提言、ありがとうございました。

それでは、最後に町長さんから一言お話を頂戴しまして、この場を締めたいと思います ので、町長さん、お願いいたします。

田子町長: 長時間お疲れ様でした。いろいろご意見、ありがとうございました。

また、本格的撤去作業の計画書の説明を聞いておりますと、いよいよ始まるなというような感じがいたしました。いろいろなことを心配しながらも、計画どおり実行できるよう、見守っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

また、県に対しては、今、いろいろな意見が出ました。そのような意見を認識して、今後の対応に取り掛かっていただきたいと思っております。

また、町としても、今後、説明会を要望いたしますので、そういうような声もありましたので、どうぞ応じていただけるようにお願いいたします。また改めて要望、文章でやりたいと思います。よろしくお願いします。

今日は本当にご苦労様でした。

司 会: どうもありがとうございました。

どうも皆さん、本当にありがとうございました。遅い時間にも関わらず、長時間にわたりまして本当に貴重なご意見、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の説明会を終了させていただきます。 どうもお疲れ様でした。